

## 伊東市若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来子どもを産み育てることを望むがん患者等に対し、経済的負担の軽減を図るとともに将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう支援するため、予算の範囲内において若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊孕性温存治療 生殖機能が低下し、又は失う可能性のあるがん治療等に関して、精子、卵子若しくは卵巣組織を採取して凍結保存するまでの一連の医療行為又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。
- (2) 妊孕性温存治療開始日 精子、卵子又は卵巣組織の採取のために治療を開始した日をいう。
- (3) 凍結保存時 精子、卵子、胚（受精卵）又は卵巣組織を凍結保存した日をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請時において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 補助対象の費用について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業（平成21年3月5日付け20文科初第1279号、雇児発第0305005号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）」に基づく助成を受けていない者
- (3) 県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者。ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合は、この限りでない。

- (4) 妊孕性温存治療の凍結保存時に43歳未満の者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 妊孕性温存治療開始日において、伊東市不妊等治療費助成金支給要綱（平成22年伊東市告示第15号）第5条に基づく直接治療に必要な凍結保存に関する費用助成又は他の地方公共団体が実施する類似の補助金の交付を受けていない者
- (7) 次のいずれかに該当する者

ア 静岡県の実施する小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業（以下「県事業」という。）による補助を受けている者であって、次の各号にいずれにも該当するもの

- (7) 別表に示す医療機関において妊孕性温存治療を受けていること。
- (4) 妊孕性温存治療の研究への臨床情報等の提供をすることに同意していること。  
ただし、対象者が未成年者である場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人が同意したものとする。

イ 県事業による補助を受けていない者であって、次の各号のいずれにも該当するもの

- (7) ガイドラインに基づき、がん治療等により生殖機能が低下し、又は失う恐れがあると医師に診断されていること。
- (4) 別表に示す医療機関において妊孕性温存治療を受けていること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、妊孕性温存治療に要する費用（医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合、それまでに要した費用を含む。）のうち保険適用外の費用（初回の保存に要する費用を含み、入院費、入院時の食事代等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用を除く。）とする。

2 補助金の交付は、対象者1人につき2回を限度とし、1回当たりの補助上限金額は別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（対象者が未成年である場合は、その親権者又は未成年後見人。以下「申請者」という。）は、妊孕性温存治療終了後、伊東市若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）により、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊東市若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書（妊孕性温存治療実施医療機関）（第2号様式）
- (2) 伊東市若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書（原疾患治療実施医療機関）（第3号様式）
- (3) 助成の対象となる妊孕性温存治療費用の領収書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の申請期限については、妊孕性温存治療に係る費用の支払日の属する年度内までとする。ただし、妊孕性温存治療実施後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要がある等のやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、伊東市若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、前条に規定する決定通知書の受領後速やかに、伊東市若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者に対し、既に支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（妊孕性温存治療）

第9条 妊孕性温存治療を実施する医療機関は公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改訂）」に準じて妊孕性温存治療を行うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	妊孕性温存治療の内容	補助上限金額	医療機関
(1) 県事業による補助を受けている場合	胚（受精卵）凍結保存	50,000円	静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業要領第1(2)又は(3)の規定により指定される医療機関
	未受精卵子凍結保存	200,000円	
(2) 県事業による補助を受けていない場合	精子凍結保存	25,000円	がん治療の担当医師又は温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関
	精巣内精子採取術による精子凍結保存	350,000円	
	胚（受精卵）、未受精卵子又は卵巢組織凍結保存	400,000円	